

平成29年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
税務課長	森 泰人
企画課長	堀 仁志
環境経済課長	平岩 敬康
福祉子ども課長	森 宏子
健康介護課長	今枝 貴子
建設課長	佐々木 正道
教育文化課長	天野 富三
郡教委学校教育課長	森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
主任	伊藤 博史
主任技師	浅野 敦士

1. 議事日程（第2号）

平成29年3月14日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

本日の質問は2項目で、高齢者福祉についてとまちづくりについての2点の質問であります。まずは、高齢者福祉について質問いたします。

2016年12月10日、笠松町地域包括支援センター主催の認知症サポーター養成講座に参加させていただきました。さらに2017年2月6日、まちの駅長会議でも認知症サポーター養成講座を受講することになりました。それは、以前の会議で、認知症のお客さんが来られたときにどうしたらよいかから始まりました。実際に、御自分のこともわからず、お金も払わずというようなことがあった場合、具体的にどうしたらよいのか、単純に110番通報すればそれで済むのか。まちの駅長として、認知症サポーター養成講座を受け、温かい目で見守りましょうだけでは解決できないことが現実です。PTA役員も消防団も自営業の方々の大半が経験されているだろう現実があると思われます。自分が仕事をしなければ、売り上げが落ち収入が減る皆さんに、大きな負担を強いてはならないという考えがあります。

それでも、参加された駅長さんからの御意見は、勉強できる場ができてよかった。笠松人として今何ができるか、何をしなくてはならないかを考えて行動して、足りないことをどうしたらよいのかを練るときが来ています。まずはみんなで考えようとする舞台ができたのがすごくすてきです。自分のこととして考える熱いまちの駅長は、やはり熱い。認知症サポーターという敷居をもっと低くしませんかなど、自分たちで少しでも前進させる笠松愛の塊のような御意見が多くありました。

知っているだけ、学んだだけでは何もならない、声を上げて行動することの大切さを説いていただいた道德のつどいの中桐先生が言われることを、駅長さんたちは実践されているのです。

もちろん、一人一人でできることには限りがあります。それを組織として対応を考えていくことが、行政の仕事ではないでしょうか。認知症の方で困っておられたら、ホットラインの開設といっても、行政で24時間365日対応できるわけではありません。介護施設の方の御協力や

登録された方での対応、行政、施設、関係者、町民間でのSNSなどを立ち上げ、投稿すれば誰かがどこかにつながるができるシステムなどが切望されますが、これについての考え方をお示してください。

認知症サポーターのステップアップ講座も予定されています。このときに具体的に示すことができれば、本当の意味での組織としてステップアップになるのではないのでしょうか。

また、認知症で徘徊される方への対応として、GPS端末などを活用してはどうでしょうか。現在では端末も進化し、数万円程度の価格になった上に、充電頻度の低下、自動現在位置送信機能など使い勝手もよくなったようです。問題は、いかに認知症の方に持ってもらうかということだと思っています。こういった機器を通信費受益者負担で機器の貸し出しなどを考えてはどうでしょうか。

さらに、こうした福祉用具の購入や住宅改修などは、介護保険では立てかえ払いが基本ですが、岐阜圏域内の市町では、受領委任払いを採用しているところが多くあります。笠松町でもこの受領委任払いを取り入れてはどうでしょうか。

高齢者世帯の方で年金が主収入の場合、数万円の立てかえ払いでも購入をちゅうちょする場合がありますとお聞きしております。受領委任払い制度は、特に予算措置が必要なわけでもなく、介護保険から支払いの順序を変えるだけの制度変更にすぎないと考えられます。実施に向けて、考え方を聞かせください。

岐阜圏域内での受領委任払いをしている市町村は、福祉用具が各務原市、瑞穂市、本巣市、北方町です。住宅改修においては、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町。これだけの自治体を実施しております。

次に、まちづくりについてです。

2016年から行われてきた笠松アプライデアソン、2017年1月15日、笠松町まちづくりびと講座実践報告会、同2月5日笠松まちづくり研究会第1回キックオフ大会など、住民の皆さんを巻き込んだまちづくりイベントがたくさん行われてきました。

そうして住民の皆さんへ裾野を広げ、意識を広げていくことは大切なことで、先日行われました道德のつどいで、中桐先生が気づきの大切さをお話しされたことを考えると、素晴らしい取り組みであると思います。

しかし、補助金の出どころによるくくりが透けてみえるような気がします。そういった新しい取り組み以外で、今までの既存の団体でのまちづくりにかかわっておられる団体、NPOなどが数多く存在します。これらの団体を学社連携会議の発展版のようにさせ、全ての団体が一堂に会して、まちづくりの情報交換などができる場を創出してはどうでしょうか。それも、それぞれ個々に活動するのではなく、ネットワークで結ぶことにより、笠松全体として取り組んでいく姿勢がお互いに認識できるのではないのでしょうか。

また、これらの団体が情報交換できるSNSなどの立ち上げも念頭に置いてはどうでしょうか。学校、幼稚園、保育所、体育関連、生涯教育、町内会、まちづくり関連などが一堂に会すれば、見えなかったことも見えてくると考えられます。中桐先生が言われますように、知ること、気づきを得ることができるのではないのでしょうか。このネットワーク構築に関しての考え方をお示してください。

また、教育委員会としても積極的にこれに参加していただきたいと考えますが、教育委員会としての考え方もお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えします。

まず第1点目の高齢者福祉についての中で、認知症対策のSNSを使ったシステムの構築についての考え方についての御質問であります。議員の参加された認知症サポーター養成講座というのは、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、地域包括支援センターが実施をしております。この主な内容としては、認知症を正しく知ることや認知症の人と接するときの心構えや、また認知症サポーターとはありますから、この地域に認知症の方の理解者がふえることで認知症の方を支える環境が整えられると考えています。この講座を地域のまちの駅長さんが受講していただいたことは、町としても地域包括ケアシステムを推進する上で大変心強いことだと思っております。

しかしながら、議員の御指摘のように、いわゆる認知症と疑われる方がまちの駅等に見えた際の対応等については、これは具体的な支援方法がまだ確立されているわけではありません。やはり、一人一人でできることは限界がありますので、今後は組織として対応していくことが必要だと考えております。

そういう中で、議員提案のSNSを使ったシステムの構築についてであります。インターネット上でリアルタイムで連絡がとれるという利点が当然言われたとおりあり、1つの方法であるとは思っております。幸い私どものまちには防災行政無線やあんしんかさまつメールがありますので、今はそちらの活用をしていながら、そのことも考えていきたいと思っております。

今後の認知症サポーターステップアップ講座において、具体的な認知症の対応方法について、提示できるように努めていきたいと思っております。

次に、認知症で徘徊される方の対応として、GPS端末などの機器の貸し出しについての御質問であります。認知症で徘徊される方への対応としてGPS端末の機器を貸し出すことは認知症対策の1つの方法であると思っております。

過去に私どもの中で、地域包括支援センターがモデル的に御家族に御同意を得て、同様な機器を貸し出したことがあり、そういう実践もしてみたのですが、議員御指摘のとおり、実際、認知症の方にこの機器を携行していただくことができなかったという事実もいろいろありました。そういうことも踏まえて、このような課題が解決しない限り、やはり有効な利用方法にはなりませんので、そういうことを経験しながら進めていきたい。ですから今すぐ端末の導入というのは難しいですが、そういう状況等も加味しながら、今後解決策がお互いにいろいろな知恵で見出せれば、それは1つの方法であると思うので、検討していきたいと思っています。

その次に、福祉用具の購入や住宅改修などに、受領委任払いを取り入れたらどうかという御質問であります。介護保険法では、福祉用具の購入費と住宅改修費というのは、利用者が一旦費用の全額を払って、その後に自己負担分を除いた保険給付分の支給を受ける、いわゆる償還払いというのが原則であったことから、そのようなことを進めてきました。議員の御指摘のとおり、後日、自己負担分以外は戻ってくるものの、利用者が一旦立てかえ払いをし、全額負担するということは、年金が主な収入の高齢者にとっては、やはり負担が大きいと思いますので、今後利用者の方の経済的、あるいは身体的、精神的負担を軽減するためにも、受領委任払いの実施に向けて早急に検討していきたいと思っています。

次に、まちづくりについての御質問の中で、まちづくりの情報交換などができる場の創出とネットワークの構築に関しての考え方ですが、御指摘いただいたまちづくりにかかわる団体というのは大変多岐にわたっておりますので、その多くが、やはり町民の皆さんのボランティア活動によるものであります。公民館活動などの教育やスポーツ分野、そして福祉系のボランティア活動、また近年ではNPO法人格を有した団体も誕生してまいりました。各種団体を合わせると100近くの団体が笠松町のさまざまな分野のまちづくりに取り組んでいただいております。今年度の取り組みでいいますと、地方創生の一環でスマートフォン向けのアプリ開発に向けたアイデアソンも開催させていただきました。

岐阜県と一緒に進めました学びによる地域づくり活動実践講座というのは、生涯学習の一環で、地域づくり活動を創出できる人材の養成と、そして地域における活動の場づくりを目的とした事業であります。町ではまちづくりびとと名づけて、先ほど御紹介のあった1月の活動報告会に、取り組み内容や今後に向けた提案などをいただいたところであります。

そしてまた、先月の2月4日には、新たに（仮称）まちづくり研究会のキックオフ大会を行いました。4月には第2回目の研究会を予定しておりますが、この会の目的は、高齢者のみならず、子育て家庭や学生など誰もが安心して暮らすことのできる、ありとあらゆるまちづくりを研究しようということで、さまざまな分野で活躍する皆さんとも連携した話し合いの場を創出するものであります。そのために、関係団体を掌握する役場担当者の中でも横断会議を今年度から始めて、役場担当者間の情報共有というのも実施しているところであります。

また、従来のまちづくり団体でいえば、先ほど議員から話のありましたまちの駅の取り組みがあります。各駅長さんに参加いただく駅長会議を毎月1回行っていただいております。多忙な駅長が大変多く、全ての駅長が集まることはできませんが、その会では、今週のハイライトと題して各駅からの情報発信を行って、その情報をお互いに持ち帰るという手法をとっていただいております。

いろいろな団体のさまざまな活動を見聞きして感じることは、参加者自身がこれからの笠松町のまちづくりの担い手であり、そしてまた、そのまちづくりに対する思いや願いを皆さんが抱いているという点であります。こういった活動の情報交換や団体同士のネットワーク化というのは、それぞれの活動にも有益であると考えますので、一堂に会する場を創出するのがよいのか、あるいは今言われたSNSといった手段がよいのかといった手法も含めて、これからもっと調査・研究していきたいと思っております。

先般の道徳のまち笠松のつどいで講演をいただいた、二宮金次郎の子孫である中桐万里子さんの話の中でもありましたが、この金次郎の教えである積小為大の言葉というのは、まさにこうしたまちづくりの言葉であると考えております。

小さな努力の積み重ねというのが大きな発展に結びつくとの意味ではありますが、このまちづくりは、やはり役場だけがやるものではありません。それぞれの団体、個人の努力の積み重ねによって、現在の笠松町のまちづくりに発展しているものと考えております。多くの方の力で、笠松町のまちづくりができていくという点を再認識をして、お互いの顔がわかる関係づくりと相互の情報交換の場づくりにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員の2番目のまちづくりについての御質問、その2番目のまちづくりへの学校のかかわり方について、お答えをいたします。

2040年、今の中学生が30代後半になり、町や国、世界を支える時代になります。人口ピラミッドは第2次ベビーブームの世代が60から70代になる時代となり、生産者人口というのはさらに少なくなります。一方、日本の人口が激減することに反して、世界人口は91億人になると予想されています。また、AIやIoTにより、現在ある職業の49%が代替可能だと予想されております。

こういった社会の変化に対して受け身でいるようなら、笠松を支える世代というのは、その役割を果たすことができないと思っております。変化を予想し、主体的に向き合っかかわり合い、その過程で一人一人の若者が自分の可能性を最大限に発揮して、よりよく住みやすい社会をつくり出していく力を身につけること。もう一つは、自分が蓄えた知識や技能をもとに、膨大な情報の中から何が重要かを判断し、みずから問い続け、仲間と解決の道を探り、新たな価値をつくり上げていくこと、こんな生き方を絶えず意識することができるような人材を育てる

ことが必要だと考えています。

本年度にボランティアとして参加した中学生は延べ4,000人を超えます。さまざまな人とかかわりながら、学んだり参加する中で何かを工夫したり、かかわり方を自分で考えたりして、参加した実感を持たせていただいております。また、今自分たちができることは何かと問い続け、自分たちで活動をつくり上げてきております。

社会に開かれた学校として、平成26年度から始めたコミュニティ・スクールも本年度は全ての学校で実施しております。地域が総がかりで子供の成長を応援していただき、そこで生まれるきずなを地域が活性化する基盤としていくことも今お願いをしているところでございます。

笠松町都市計画マスタープランにありますまちの将来像「豊かな自然に抱かれた、いきいきと暮らせるまち」づくりについて、共通の目標を持ちまして、学校の教育課程を実施することが求められています。その実施に当たって、地域の人的、それから物的な資源を十分活用したり、積極的に地域に出てボランティアをしたりするなど、学校教育を学校内に閉じずに、目指すところを地域と共有し、連携してまちの将来像に向けて努力していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） おおむね大変前向きな答弁をいただいたと思っております。ありがとうございます。

最初に、認知症対策のことなんですけれども、今お話ありましたように、あんしんメールとか行政無線の話はありましたが、あれは一方的に行政から流れてくるだけで、例えば、こういう人が歩いておったよとか、こういう人が店に来て困ったとかいうことを住民の側から上げるという方法ではないわけですね。SNSがいいかどうかというのは別の問題として、具体的には、やっぱりそういうつながっているということが一番大事ではないかなというふうに思うんです。御検討していただくということなんで、よろしいかと思えますけれども、ステップアップ講座で具体的に方法を示せばという話なんですけれども、その具体的な方法というのは、もうすぐですね、たしかステップアップ講座って。議会中にあったと思うんですけれども、もう既にそういうお話の内容ができ上がっているのか、方向性だけでもできているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今でき上がっているわけではありませんから、今後そういうような機会には、そういうところからもまた言えるだろうということと、今の認知症の方に関しては、地域包括ケアシステムの中で、特に認知症部会という部会をつくっていただいて、これは医者だけではなくて、私どもの行政も、そしてまた警察も消防も、いろんな皆さんの中で、今そういう対策を立てつつある段階なんです。いろんな情報をそこへいただいて今やっています。で

すから、今言われたような問題も含めて、これからの方向性を見つけていくものだと思いますので、ぜひそういうことに関してもまた御意見をいただければありがたいと思いますが、今いただいた考え方に関しても御紹介しながら、対応の一つとして考えていくときだと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そういう方向性で僕は間違っていないと思いますし、ぜひお願いしたいと思います。

ただ、まちの駅長さんのお話をしましたように、本当に自分たちでまず知った以上は、何か一步を進めたいという思いの町民の皆さんがたくさんおられる、そして積極的にこういうことについて、まちづくりも含めて参加していただいているということを念頭に置いて、その人たちを落胆させないように、ぜひ検討を加えていっていただきたいと、まずはお願いをしておきます。

あとGPS端末の件なんですけれども、あれはどうやって持ってもらおうかというのは本当に難しい問題だと思っています。服に縫いつけていても、その服を着ているとは限りませんし、本当に難しい問題だと思っています。ただ、例えば今ですと、見守りシステムというのがいろんな形でできていますので、例えばレーザー光線でどういうふうな形でその人が存在しているかというのを部屋単位で見られるような製品もできたりしています。それで、部屋からいなくなれば、それが通報されて、例えばメールなり何なりで画像とともに送られてきたり、いろんな新しい機器ができていますので、現に部屋からいなくなって亡くなられていたという、笠松でも複数実際の事例がありますので、そういう形で悲しい終わりを迎えないようにしていくというのも優しいまちづくりの一つだと思いますので、ぜひこれも前向きに検討していただきたいと思います。

あと受領委任払いの件なんですけれども、法律上は最初そうになっていたからということなんですけれども、ぜひこれも周りの市町がかなり積極的に取り入れていますので、なるべく早い時期に、本当に年金生活で御高齢の世帯だと、数万円の椅子1つ買うのもかなり悩まないといけなと思いますので、これもぜひ早急にやっていただきたいと思います。

あと、まちづくりのほうのネットワーク化ということなんですけれども、例えば先ほど答弁の中にもありました、まちの駅長さん会議のハイライトの部分ですね、みんな駅長さんが順番に今週あったこととか、これからあることを順番にお話ししていくんですけれども、まちの駅長さんをやっておられる方というのは、例えば、いろんな団体の長であったり、かかわっていらっしゃる方が非常にたくさんお見えになるんですね。そこで例えば、今度、何とかというグループがこんなイベントをしますので皆さん来てくださいよとか、今回のことですと、予算で

もたくさん増額されてましたダンボールコンポストなどでも、そこへ今まではまちの駅長さんではなかったんですけども、駅長さんとして参加していただいて、ダンボールコンポストをやりますので、ぜひ参加してくださいよという方で、駅長さんを通してどんどん輪が広がっているという実例があるんですね。現実にもその意味で、小さなネットワーク的な部分、かかわっている人だけのネットワークなんですけれども、そういう流れがもうそこでできていると思うんです。実際にダンボールコンポストも、そこでたくさんの方が、まずは駅長さんが受講されて、駅長さんの知り合いが話を聞いて受講されてということで、非常にたくさん参加されています。現に来年度予算でもダンボールコンポストというのは非常に数多く査定されていたと思いますが、そういったことを考えると非常に有効だと思うんですね、こういうふうにネットワークを組むということは。十分わかっておられると思いますが、それを個々の団体さんに、じゃああなたのところでつくってよというのは多分難しいですよ、やっぱり行政さんが主導をとっていただきたい。どういう形かわからないですけども、SNSというのは後でもいいんですけども、まずはお互いに会って話をするというのが一番いいと思いますので。いずれにしても何らかの形で早急に立ち上げていただきたいと思いますが、具体的にまだ何もありませんか、その点については。お願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今も申し上げたとおり、まちづくりに関しては駅長さんの活動の中でそういうことを見出されたことや、あるいは教育の分野、福祉の分野、スポーツの分野、いろんな分野があって、いろんなまちづくりに対して御意見をいただいておりますので、そのことは包括的にきちっとまとめて全体的に対応しないと、個々にやっていると、やっぱり今のような話で全体的な話ではなくなります。その一歩として、今申し上げたように、役場においても横断会議をつくって、昨年の4月から7回くらい、これは地域包括センターや役場や各警察も集まってみんなやっていますので、そういう中で何か方向性が見出されたときに、皆さんとテーブルを同じにして活動を検証しながら、笠松町のまちづくりに対してはこういうようなシステムでみんなやっていこうよというのが見出せれば、僕は一番それが効果があって早いと思いますから、今その1段階で1年間そうしてきましたから、今言われたことを当然その中の1つとして参考にしながら、体制づくりを今進めているときでありますので、また御意見をいただければありがたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

重要性は十分認識していただいていると思いますので、ぜひできるだけ早い時期に、みんなが同じになって、この間の中桐さんじゃないですけど、まず知るが一步で、知った以上はまた

一步踏み出すということになると思いますので、ぜひまず知るというところの部分ができるだけ早急に立ち上げていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、教育委員長さんの答弁なんですけれども、非常に前向きの答弁で何も言うところがない、100点満点だと思います。こういうことも含めて、ぜひとも学校も偏らずに、閉鎖的にならずに、できる限り開いていただいて、積極的に町に出て行っていただきたいというふうに思いますので、今までどおりより一層やっていただくようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

本日は、次期ごみ処理施設の建設についてとアイデアソンを振り返ってという、久しぶりの2本立てでございます。

まずは質問書の朗読から始めたいと思います。

この10年、笠松町の行く末には2つの大きな問題が立ちはだかつておりました。一つは笠松競馬の存廃問題、もう一つは次期ごみ処理場の建設問題であります。

笠松競馬に関しましては、馬券のネット販売が好調なことも奏功して、単年度収支黒字化を達成することができました。まだまだ楽観するところまでは至っておりませんが、瀬戸際、崖っ縁から脱し、反転攻勢のきっかけをつかんだと言えるのではないのでしょうか。

一方、ごみ処理場の建設問題に関しましては、当初の羽島市下中地内の建設候補地が一部地権者の反対などにより事実上頓挫、先行きが全く見えない、袋小路にはまったかのように思われました。それが、昨年7月に同じ羽島市の福寿町地内が新たに予定地に決まり、一気に局面打開を果たすことができました。

改めまして、羽島市初めとした関係者の御努力と、予定地に名乗りを上げていただいた地域の方々の御協力と御理解に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

紆余曲折はありましたが、こうして建設予定地が決まったことは大きな一歩であり、笠松町の町民もほっと胸をなでおろしていることでしょう。

しかし、現実はいよいよスタートラインについたにすぎず、建設に向けての正念場はこれから始まると言っても過言ではないでしょう。そして、関係地域の住民が願う早期の着工、建設、稼働のためには、岐阜羽島衛生施設組合を構成する岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町の2市2町の連携が今まで以上に求められていくのは必然であると考えます。

しかし、その裏側で、一部の関係者や住民の間から、この問題に関して2市2町の間には微妙な温度差があるとの懸念の声が上がっているということも目を向けなくてははいけません。

私も、岐阜市は既に自前の施設を持っているので、新しい施設の建設に関しては積極的では

ない、また、広域行政をめぐる過去のいきさつが足かせになっているという話を耳にしたことがあります。もちろん、それらの話にははっきりとした根拠もあるわけでもなく、あくまでも個人の感覚に基づくものや、臆測の域を出るものではないと思っています。けれども、私自身もこの問題に関しましては2市2町の行政間または議会間の連携が盤石であり、運命共同体として一致団結しているというレベルまでには至っていないのではないかと不安を抱いているのもまた事実であります。

繰り返しますが、次期ごみ処理施設の早期の建設と稼働には、関係市町の強固なパートナーシップが不可欠であります。その点に関しましては、この議場におられる全ての方が賛同いただけるものと信じております。そこで、町長に提案を含んだ質問をさせていただきたいと思っております。

関係市町のパートナーシップをより強固なものにするために、笠松町が積極的に調整役として働くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

では、なぜ笠松町なのか、それには2つの理由があります。

1つは、2市2町の首長の中で広江町長が最も政治家としてのキャリアが長く、また県町村会会長を務めるなど、自治体間の調整の経験も十分におありだからであります。

2つ目は、私どもの笠松町議会も、この問題に関しては全議員の協力体制が既に構築されているからであります。

このように行政と議会がタッグを組んで難問に立ち向かうには、この笠松町においてほかはないと自負しておる次第であります。

特に町長におかれましては、2市2町の扇のかなめとして、あるいは幕末に薩長同盟を実現させた坂本竜馬のように、そのリーダーシップを遺憾なく発揮し、ぜひとも計画よりも早い着工、完成、稼働へと導いていただきたいと強い期待を寄せておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。できましたら、強い意気込みという形でお答え願えたらうれしく存じます。

また、この問題に関しまして、羽島市福寿町地内に建設予定地が決まった以降の進捗状況や今後の見通しについても説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、アイデアソンを振り返ってというテーマに移りたいと思います。

アイデアソンの成果とこれからについてであります。昨年末からことし1月にかけて、3回に分けて開催されたアイデアソンでしたが、私も最終回の会に参加させていただきました。ちょうど漫画、「Dr. コトー診療所」の作者としても有名な山田貴敏先生が講師を務められ、とても有意義な時間を過ごさせていただきました。

山田先生のユニークなお話もさることながら、参加者がグループごとに話し合いを進めながらゼロからアイデアを生み出す方法は、これまでの行政主導にはなかった斬新さを感じました。

そして、何よりも印象に残ったのは、高校生などの若者や町外の人々の姿が目立ったということです。笠松町は、比較的住民参画が進んでいる地域と思われませんが、実際にはどの会合に行っても同じような顔ぶれが座を占めているケースが少なくありません。新しい顔ぶれがふえたという点においても、アイデアソンは一定の成果を残したと評価したいと思います。

ただし、問題はこれからです。3回のアイデアソンの中でさまざまな意見やアイデアが出ましたが、果たしてこれらをアプリ開発にどう生かしていくかによって、この事業の成功か失敗かが決まると言ってもよいでしょう。

そこで、最初の質問をさせていただきます。

今回のアイデアソンでは、どのような成果が得られたと思いますか。また、アイデアソンに寄せられたアイデアや意見をどうやってアプリ開発に取り入れていかれるつもりなのでしょうか。今後のスケジュールとあわせて御説明ください。

また、今回の取り組みはアプリ開発が主たる目的と聞いておりますが、こうした一般の方々の発議の場を、もっと教育や福祉、文化、経済など他の分野にも広げていかれてはどうか。例えば、定住人口をふやすにはどうしたらいいのか、笠松町の新しい産業を考えようなど、これからのまちづくりをテーマにするのもおもしろいかもしれません。そして、寄せられたアイデアの中から、優秀なものに対しては実際に予算をつけ、職員と発案者を初めとした一般の方々が協力して実現に向けて頑張っていく。もちろん中にはすぐには実現できないようなアイデアもあるでしょう。財政的にも十分な予算をつけるのは難しいことは十分に承知しております。しかし、こうしたアイデアでもとりあえず実現可能なものをピックアップし、実際に取り組んでみる。たとえ少ない予算でも、知恵を絞りながら費用対効果の高いものを目指していく。すぐには目に見える成果は出ないかもしれませんが、こうした取り組みこそ住民参画の根を広げるだけでなく、職員の発想力を鍛える機会にもなるかと思っております。

笠松町は決して財政的に恵まれているわけではありません。だからこそ、住民と行政が力を合わせて知恵を絞り、ともに汗をかくことが大切なのであります。そのためのヒントを今回のアイデアソンが与えてくれたのではないかと思っております。今回、私が提案させていただいたアイデアについての評価と御意見をお聞かせください。

以上をもちまして、1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問で、まず第1点目が次期ごみ処理施設の建設の問題に対して2つの御質問であります。まず第1点目、建設予定地が決まった以降の予定地の進捗状況や今後の見通しについてであります。議員もよく御承知だと思います。

が、まず進捗状況につきましては、昨年の9月町議会の定例会において、長野議員さんからの一般質問にありましたが、羽島衛生施設組合が8月に福寿町の平方地区の住民を対象に、ごみの処理施設の具体的なイメージをつかんでいただくために、名古屋市の鳴海工場や、そしてまたあま市の五条川工場の処理施設の見学等を実施したことをお答えしたことでありますが、その後、12月15日に岐阜羽島衛生施設組合から平方地区の住民を皆さんを対象にした次期ごみ処理施設の建設事業の概要及び施設の稼働開始までのスケジュール等について説明会を実施させていただいております。

そして、次に稼働までの見通しであります。今年度より、次期ごみ処理施設の規模や処理方法を決める、いわゆる基本計画策定に向けて調査・研究を行っておるわけですが、来年度にかけて外部の学識経験者も交えて検討を行い、計画を策定する予定であります。

平成30年度からは、廃棄物処理法によって義務づけられている環境影響評価を行います。計画の段階で施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査をして、その結果に基づいて生活環境に配慮したきめ細やかな対策を調査・検討していく上で、この施設の具体的な計画をつくり上げていく重要な過程でありますので、今から、大体着手してから3年間の期間が必要となると思います。

その後、平成33年度、羽島市において、現計画地である下中地域から現候補地である福寿地内への都市計画変更決定というのが行われる予定であります。建設用地として各種の要件が整った時期が、用地取得の時期とも見込めるわけであります。

平成34年度から35年度にかけて、施設の詳細設計や事業者の選定などを行って、36年度から施設の建設工事を開始して、平成40年度から稼働する見通しとなっております。設計期間とか工事期間など短縮できる部分については支障がない限り短縮するなどして、一日も早い稼働に向けて事務を進めるようにしておるのが現状であります。

そしてまた、この各関係市町のパートナーシップをより強固なものにするために、笠松町が積極的に調整役をして働くべきではないかという御意見ですが、まず次期ごみ処理施設の建設事業は、岐阜羽島衛生施設組合が主体となって実施しておりますが、組合管理者は岐阜市長となっておりますし、副管理者には羽島市長と笠松町長、そしてまた岐阜市の副市長が選任されておりましたが、全ての団体から執行部を選任して、構成団体の責任分担の平等や今後起こり得るさまざまな決定事項に関して意思形成の明確化を図るなどするために、昨年の12月各構成団体の議会において、岐阜羽島衛生施設組規約の変更協議に関する議決を得て、その後事務手続を経まして、1月29日から、岐南町を含む全ての団体から副管理者が選任をされた機関となってまいりました。このように、次期ごみ施設の建設に向けて組合として新体制を整えたところでありますし、今後も十分な議論のもとで一日も早い施設の稼働を目指して構成2市2町がより一層協力をしてまいりますし、また当然、私自身も積極的に協力をしながら次期

ごみ処理施設建設事業を推進していく所存でありますので、今までどおり議員の皆さんにも引き続き御協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、アイデアソンを振り返って、どのような成果が得られたかということや、どのようにアプリ開発を取り入れるのかという御質問であります。

今回のまちめぐりアプリの開発では、国の地方創生交付金を活用して町内店舗や商工会、そして岐阜工業高校や金融機関など、産官学金が連携をして、それぞれに関連する取り組みを合わせて実施をしております。その一つであるアイデアソンというのは、特定のテーマについてイベント形式で短時間にアイデアに出し合うというもので、今回は「歴史・観光」、「イベント」、「アニメ」をテーマに3回開催をいたしました。

このアイデアソンというのは、まだ広く一般に浸透している手法ではないので、参加者が集まるものかという初めは懸念しておりましたが、ホームページやフェイスブックなど主にインターネットでの周知活動によって、各回ともに20名を越す方々に参加をいただいて、年齢層も中学生や高校生、そしてまた年配の方まで幅広く、町外からも数多くの申し込みがありました。また、ゲストスピーカーとして漫画家の先生やまちづくりのNPOの代表などをお招きして、アイデア出しのヒントとなるような、みずからの体験事例等を語られた手法も目新しいものではなかったかと思えます。

今回のアイデアソンより生まれた数々のアイデアを見ていますと、非常にユニークなアイデアが数多く提案されました。特に、高校生の考えたアイデアはすぐれたものであり、参加者同士のアイデア投票では常に上位にランクインしており、若者をターゲットとしている今回のアプリ開発において、同世代の視点や価値観に触れることができたことは非常に大きな収穫であったと考えております。

これらの一部アイデアは、来週公開予定のまちめぐりアプリや、3月26日に開催をします完成記念イベントへ取り入れるものとして進められております。

例えば、歴史・観光アイデアソンから生まれたスイーツや寺社といったテーマコースの設定を盛り込んだスタンプラリー機能や、あるいはイベントアイデアソンで生まれたカメラ機能によるインスタント写真のプリントを活用したイベントなどを計画しております。その他のアイデアにつきましても、アプリの機能拡充や町の主要イベント実施の際に導入できないかを検討していきたいと考えております。

また、アニメアイデアソンにより生まれ出たアイデアについては、アニメーションを活用した地域振興に取り組む県内自治体などという連携を図りながら、その実現に向けて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

また、そのアイデアソンの手法を他の分野にも広げられないかという御質問ですが、今回のアイデアソンでは、テーマを絞ってフェイスブックなどのSNSを活用した周知活動な

どにより話題性を集めれば、広く町内外の方々に笠松のまちづくりに関心を持って参加をしていただけるものとの認識を得ました。

近年の行政課題において、行政のみで課題解決をせず、地域住民と協働にてとり行ったほうが、事業効率や住民の満足度の向上やコストの削減につながる事例が数多く見受けられます。今年度、笠松町ではアイデアソンを初め、まちづくりびと講座やまちづくり研究会といった、いわゆる住民参画による議論や提言の場を設けて、行政も一緒になって意見を交わし、そしてそれぞれにおいてよい成果が得られたものと感じております。

今後、このような手法を広く用いて、町内外を問わず広く住民参画を募って、さらなる住民協働によるまちづくりを一層進めてまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

次期ごみ処理施設の建設に関しましては、現在の進捗状況及び今後の見通しについてよく理解できました。また、2市2町の連携強化に関しましても、町長の前向きな姿勢に多く期待するとともに、私自身も一議員として微力ながら積極的に協力をしていくつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、最も重要なのは、やはり住民の方々の御理解と御協力ではないかと思ひます。私の個人的な感覚という前提で申し上げるなら、確かにこの問題に関しましては非常に多くの方が関心を示されております。しかし一方で、どこか他人事として捉えている方も少なくないように見受けられます。やはりこれから非常に多額の財政出動を余儀なくされる話でございます。もっと当事者意識を住民の方々に持ってもらひ、あるいは危機感を持ってもらひという意味におきましても、まずやるべきことはごみの減量化ではないかと、ごみの減量を住民の方々もともに考えて進めていくことが重要ではないかと考えるのですが、町としてはごみの減量化について、今後どのような方針でどのように取り組まれていくつもりなのか、そのあたりをお示し願ひたいと思ひます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ごみの減量化に関しては、毎年1回、議員も御承知のように、廃棄物減量等推進員の皆さんが町内で約200人ぐらいお見えになりますが、毎年1回その会合の中で、現在の笠松町のごみのあり方、これからの方法、そして今の処理場の問題等を皆さんに御理解をいただいて、ごみの減量化に関し、資源ごみの問題も含めてより一層力強い御理解と御支援をいただいておりますので、今後ともそういうようなことをしっかり皆さんと協議をしながら、減量化については進めてまいりたいと思ひます。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

まさしく町長の言われたとおりだと思います。やはりごみの処理というのは、教育とか福祉とか建設に比べると、そういう言い方は不適切かもしれませんが、それだけの見返りというものが得られない。逆にごみを減らせば減らすだけ財政的にも負担が少なくなるという意味で、積極的に進めていかれたと思います。

こうした中、先日の新聞に、羽島市が事業系のごみの有料化を検討しているという記事が載っていました。我が町でも、いずれ受益者負担という形で住民の方々に御負担をお願いせざるを得ない時期が来るかもしれませんが、その前に少しでも町民の方々に納得と理解をしていただくためにも、官民一体となつてごみの減量化を積極的に進めていっていただきたいと思います。

次に、アイデアソンについて、もう少し伺いたいと思います。

アイデアソンでは、本当にたくさんの、それもユニークですばらしいアイデアが出されました。私もその会場にいて、ちょうどそのときは若い職員の方々と一緒にテーブルを囲んで、いろいろアイデアを絞ったわけなんですけど、これを早速アプリのほうへ取り入れて、実際それで成果につながっているということはよく理解できたんですが、課題は、せっかくつくったアプリを一人でも多くの方々にスマホなどにダウンロードしてもらって利用してもらうこと、ネットの用語を用いるなら拡散していくことですが、これは具体的にどのような手法で広がっていかれるつもりなのか、その方策についてお考えというか、取り組みを御説明願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

先ほど、町長の答弁の中でも御回答させていただいたところでございますが、まず3月26日に開催を予定いたしております笠松まちなみぐりアプリの完成記念イベントによりまして、広く周知のほうをしてみたいと考えております。

手法については、アイデアソンの事例ですと、本当に当初、参加者が集まるかいろいろ心配をしておった部分もあったんですけども、今回ホームページですとかフェイスブック、主にインターネットでの周知活動によりまして、町内外から幅広い年齢層の方々に御参加をいただき、そういった効果も認識したところでございます。従来からの広報媒体に加えまして、さらにアプリ完成を紹介、お知らせするにそぐうような媒体を使いながら周知拡散に努めてまいります、このように考えているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

従来ですと、この種のPRとか啓発の方法といいますと、おおむね広報紙とか防災無線、ホームページ等を使ってという答弁が中心でしたが、実際のところ、残念なことに広報紙とか防災無線に注意されている方々というのは必ずしも多くないと思います。そうした意味で、今回のアイデアソンを契機に、先ほどの答弁もありましたように、SNSとかIT関連を活用した広報や啓発活動を積極的に広げていくことで、従来こういった行政からのお知らせに余り関心がなかった、特に若い世代にも伝わっていくのではないかと思います。そういった広報啓発活動にITを活用するという方向性について、いま一度、町長のほうからのお考えをお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員がおっしゃたとおりでありますし、ITの問題で、住民の皆さんにやはりよく御理解をいただいて広めていくこと、これはもう国の方針の中でもあります。今言われたように、そういうシステムで伝達できる方と防災無線や広報で伝達できる方と、住民の皆さんの中にやっぱりいろんな層ができてきましたから、これは一遍に切りかわることは難しいという認識の上で、IT化の流れをつくっていくことによって、みんなが興味を持ってくると思いますから、そういうこともしっかり認識をしながら、できるだけ多くの皆さんにこれからもこういうことを御理解いただけるように努めていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

昨年の私の一般質問でも御提案させていただきましたIT産業笠松町の新しい地域経済の核とするためにも、新しいITを使った広報啓発活動にも推進願いたいと思います。

さて、今回のアイデアソンは、アプリ開発が主な目的でありましたが、まちづくりの新たな方向性を考えるきっかけになったという成果も得たと思います。

この議会の提案説明でも示されましたように、笠松町の財政は非常に厳しい段階を迎えつつあることは間違いありません。でも、お金がないからといって頭を抱えて後ろ向きな姿勢だけでは、少子・高齢化の時代を乗り切ることはできないと思います。私の知り合いのある経営者の方は、よくこんなことを言っておられました。お金がないのならば、人の何倍も知恵を絞って汗をかけと。また、アイデアソンの講師を務められた山田先生も御講演の中で、人に感動を与えるには、創造の枠を広げ、自分自身が楽しめるようなものをつくっていかなければいけないと従来の発想の転換を訴えられていました。笠松町でも、これからもアイデアソンのような若い人たちや新しい人たちが積極的に参加できる機会をどんどん設けていただいて、わくわくするまち、いつもおもしろいことをやっているまちを目指していただきたいと思いますが、最後にもう一度町長さんの意気込みというか、方向性をお示し願いたいと思います。よろしくお

願います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今回とったアイデアソン自身、私どもも初めてのことでありまして、いろんなことを考えながら皆さんにお知らせをして、こういうことができました。

そしてまた、今申し上げたとおり、まちづくり研究会やまちづくりびと講座等いろんな場で皆さんが集まって、今までと違った流れの中でまちづくりを考えていただけるような機会がふえてまいりました。この中で、中学生や高校生や年配の方、みんな一緒になった1つのテーブルでいろんなまちづくりについて話せるようになったことは、今までないことだと思います。今までとは違った大きな住民の皆さんの集まりの中で、笠松町の将来を考えてまちづくりができるということは大変すばらしいことだと思います。行政だけではなく、また一部の団体だけではなく、そういうことができるようになったことをやはりもっともっと生かして、まちづくりの手法を広めていきたいと思っていますので、今議員が言われたように、いろんな意味でまた御協力をいただき、お知恵をかしていただければありがたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 力強いお言葉ありがとうございます。

私たちのまち笠松町の財産は、決して歴史と文化だけではないと思います。すぐれた人材やアイデアがこの土地にはたくさん埋まっていると思います。これらを掘り起こして新しいまちづくりに生かすように、新しい試みに積極的にチャレンジしていただくことをお願いいたしまして、今回の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を行います。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

子供の貧困の解決に向けて2015年に政府が発表した子供の貧困率は16.3%、約6人に1人になっており、年々増加していると言われます。特にひとり親世帯では54.8%です。

2013年に子供の貧困対策の推進に関する法律が制定され、2014年8月29日に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されています。しかし、この大綱には、いつまでに、どれくらいまで

に、どのように減らすのかが明記されていない問題が指摘されています。

私は、子供の貧困対策を進めるには、子供の貧困についての捉え方がとても大切になると考えます。子供の貧困が発生する社会的背景には、1つ目に、非正規雇用の増大、社会保障の改悪など、生活の不安や不安定化。2つ目に、所得格差の拡大。3つ目に、ひとり親世帯や家族の病気、入院などによる生活苦。4つ目には、児童虐待など家族の養育機能の障害。これらが子供の命につながるのではないのでしょうか。

そこで、町長さんと教育長さんに、子供の貧困についてどのように捉えられているのかお尋ねします。それとともに、笠松町での小学校と中学校での就学援助世帯と人数はどのくらいなのかお尋ねします。

貧困をなくすには、1つ目に、食を保障すること。2つ目に、学習権、進学権の保障。3つ目に、経済的保障。4つ目に、働き方を正規雇用で8時間働いて普通の生活ができるような労働環境をつくり出すことだと考えます。

対策として、子ども食堂の取り組みが各地で進められています。また、学力や生活の姿勢などにも影響があり、無料の学習塾や子供の居場所づくりの必要性も言われています。

町としてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。また、教育長さんには、教育の場から必要はないのかお尋ねします。

岐阜県としても対策が進められているようにお聞きしていますが、具体的な内容があれば教えていただきたいと思います。

就学援助制度についてですが、テレビで放映されたそうですが、県外のことで、県営住宅に暮らす母子家庭のお母さんが13歳の中学生の娘さんを手にかけて無理心中を図り、娘さんが亡くなってしまったという事件がありました。家賃も払えなくなった暮らしで、生活が追い詰められ、滞納を理由に出でいけと責められ、退去を迫る強制執行のトラックが住宅に横づけされたその日、お母さんは事切れた娘さんを抱きかかえて、その子が幼かったころのビデオをずっと見続けている姿で発見された。こんなテレビだったそうです。

生活がここまで追い詰められた原因の一つに、娘さんの中学校入学の準備があったことがわかりました。就学援助制度を受けていましたが、入学準備に間に合わない支給制度だったということです。

笠松町での支給制度はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

そして、人間の成長ではよく「三つ子の魂百まで」と言われますように、乳幼児期の子供へのアプローチが貧困対策の上でも大切だと思います。医療費の無料化はこの点でも大切であり、県下の42自治体で全てのお子さんが安心して医療を受けられるようになりました。これを国として進められるよう求めていくことが必要です。また、保育士さんは子育てには大きな役割を果たされると思います。予算説明のとき、町の給与基準で働いていらっしゃる保育士さんは、

あと6人ということでしたが、他の保育士さんについての労働条件はどのようになっているのかお尋ねします。

以上4点をお願いします。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えします。

まず第1点の子供の貧困の解決に向けて、子供の貧困についてどのように考えているかという御質問がありました。

この貧困には2種類の定義があつて、命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態の絶対的貧困と言われるものと、地域や社会において、いわゆる普通とされる生活を享受することができない相対的貧困と言われるものがあります。政府が発表したこの貧困率というのは、いわゆる相対的貧困であります。この相対的貧困であるかどうかの基準というのは、その人の価値観によってもいろいろ異なってくるものがありますので、その判断というのは大変難しいものもあると思われまます。

しかしながら、貧困と感じている家庭の把握と支援というのは必要なことだと思います。現在町では、妊娠の届け時や、乳幼児の健診、また児童扶養手当等の申請等の機会、あるいは小・中学校の職員、保育所の職員、そして主任児童委員の皆さんなどで構成されている町の「要保護児童対策地域協議会」において、あるいは県の社会福祉協議会、岐阜公共職業安定所や、役場の税の収納担当などで構成されている「岐阜県岐阜地域生活困窮者支援調整会議」において、今の保育所や学校での生活状況や、あるいは町税等の滞納や、そしてまた生活困窮による相談の状況などについて情報を共有しながら、支援が必要な家庭の把握というのを行っているのが現状であります。

その中で、貧困をなくす対策として子ども食堂、あるいは無料の学習塾や居場所づくりについてはどのように考えているかという御質問であり、また県の対策の具体的な内容についてのお尋ねであります。この子ども食堂や無料の学習塾、子供の居場所づくりについては、子供の貧困対策として有効なものと考えますが、貧困の判断や把握がなかなか難しいという課題もありますので、現在実施しています他の市町の状況等もう少し調査・研究をしながら、私どもの町でのあり方について検討してまいりたいと思っております。

次に、岐阜県の対策の具体的な内容につきましてですが、新年度から子供の学習支援事業について、町村の場合は県が事業主体となって、また社会福祉法人等への委託によって実施が予定されております。また、子ども食堂につきましては、市町村が直接運営、また委託する場合には、県からの補助が予定されております。

次に就学援助制度について、この支給制度はどのようになっているのかという御質問であります。町では児童・生徒の保護者からの申請に対して、生活保護を受けているとか、町民税が非課税または減免されているとか、児童扶養手当の支給を受けたとか、保護者の職業が不安定で生活状況が良くないと認められるなどの基準に基づいて二町教育委員会が認定した保護者の方には就学援助を行っております。

この就学援助の種類としては、新入学児童・生徒用の用品など、また学用品費や校外活動費、そして修学旅行費、学校給食費を7月と12月と3月に給付をしております。

最後に、乳幼児期を大切にすることについての中で、町の給与水準で働く保育士さん以外の保育士の労働条件についてのお尋ねであります。この町の給与水準で働く保育士さん以外の保育士の労働条件につきましては、まず給与については国家公務員の福祉職の俸給表に基づいて支払われております。また、研修等につきましては、保育士のスキルアップのため積極的に参加する機会を設けられており、質の高い保育の確保に努められているものと考えております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問の3つの項目について御回答させていただきます。

まず、一番初めに子供の貧困の捉え方についてでございます。

貧困は子供たちの成長にさまざまな影響を及ぼしますが、その責任は子供たちにあるものではありません。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに成長できるようにすることが大切だと考えています。

平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されておまして、この法に基づいてさまざまな子供の環境整備が進められているところでございます。岐阜県でも安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例を策定し、子育てに優しい社会づくり、地域で支える子育て等にかかわる諸施策が展開されております。

貧困の実態につきましては、保護者の方が子供の養育に関して責任を過度に重く受けとめられ、ほかの御家庭と差があつてはいけないと努められているということで、なかなか表面に見えてこない、私たちが正確な貧困の状況を知ることが大変難しい状況でございます。

子供たちの実態としましては、朝食を食べる児童・生徒と、朝食をほとんど食べない児童・生徒、それから睡眠時間が7時間から8時間の児童・生徒と、4時間から5時間と少ない児童・生徒との学力の差、また自分のことを大切に思うと考える児童・生徒と、余り大切に思わないという児童・生徒の学力の差が非常に大きいと、こういったことが学力・学習状況調査のクロス集計で明らかになっておまして、保護者の子育てへのかかわり方が課題だというふうを考えています。

したがいまして、貧困という状況ではなくて、保護者が体裁や学校任せでなく、家庭の子育てについて積極的にかかわっていただくことと、それを学校や地域がきちんと援助する体制を

整えることが大切だというふうに考えています。

2つ目の貧困対策のネットワークについてでございます。

御家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲があり能力のある子供が、能力や可能性を最大限生かして持った夢を実現することに学校は貢献しなければならないと考えております。学校において、学力を向上させ伸ばすこと、直接かかわる保護者が安定して生活できることについて福祉機関等と連携を図ること。就学援助等経済的な支援を充実させ、教育に関する負担軽減を図ること、これが役割だと考えています。

そのためのネットワークは、担任と児童・生徒、学校の教職員相互、保護者と学校、学校と教育委員会及び福祉関連の機関等が必要で、貧困が原因で学力面、行動面、生活面等での問題になる状況があってはならないと考えています。

教育委員会としましては、平成28年度に全ての学校をコミュニティ・スクールといたしました。その運用の中で、平成29年度は夏季休業中に地域や保護者の協力、さらには大学のボランティア等の協力も得て、学習がおこなわれている児童・生徒等を対象にした学習支援について検討をしておるところでございます。

3つ目の就学援助についてでございます。平成28年度、町内の小・中学校で12月の段階で就学援助者は150名を超えております。特別支援教育就学奨励費が支給されているお子さんもございます。金額は学年によって異なっておりますが、学校の給食費全額、校外活動費、学用品購入費に加えて修学旅行費や新入学のための学用品費等が対象でございます。

保護者への御案内につきましては、毎年10月に新入学児童を対象とした就学時検診で全ての保護者に御案内をさせていただき、さらに町の広報紙にも掲載し御案内をしておりますし、年度途中の支給も現在いたしております。

児童扶養手当等の相談を福祉子ども課等に来庁された場合には、就学援助の案内をしていただいておりますし、学校の諸費の滞納が続いたような場合については、学校のほうから就学援助の案内をきちんとしておるところでございます。したがって、現在のところ漏れなく支給できていると考えております。

最近、小松市や福岡市など全国80市区町村では、中学校に入学する児童や中学校入学者のみを対象として、時期を早めて修学前の3月に支給する自治体、場所によってはもう少し早く支給するところもあると報道されております。金額は2万円から中学校の2万3,000円といった額で、定額支給でございます。

教育委員会としましては、1年を3期に分けて支給手続をしております、平成30年度入学の児童・生徒の就学援助費3月支給に向けては検討を始めたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず、子供の貧困の捉え方としては、町長さん、教育長さん、よく捉えていただいていると思いますが、その中で、まず就学援助の期日は7月、12月、3月とおっしゃいましたね。それが、平成30年までには入学時に必要なときは入学時の前に支給できるよう改正するということですが、例えば時期とか額などは町単では決められるものなんでしょうか。町村はやっぱり県に準じるような形になるのでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 新入学に先立って就学援助費をお届けするという点に関しては、いつというのは入学する児童がきちんとはつきりした段階でないといけませんので、いつ、それから幾らくらいか、それから誰にとというようなことは大変難しいことでございます。それから予算につきましては私どものほうで、平成28年度、新入学する児童・生徒に対し、一律で2万470円、中学生に対しては2万3,550円、入学の学用品費と準備の就学援助費を支給しております。

全国で実施しているところも大体これくらいの金額のようです。これはインターネットの情報でしかございませんけれども、例えば福岡市では2万470円、中学生に対しては2万3,550円の支給ということでございまして、ほぼ変わりはありません。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） インターネットなどで見るとそのとおりだと思いますが、この額を決めるのは岐阜県なのか、笠松町で決めて、笠松町の子供に対してはできるのか、その点をお願いしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 額につきましては基本的には実費支給、項目を定めておりまして、その項目に合わせた金額というのを教育委員会のほうで算定し、両町と打ち合わせして金額決定をすることにしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ということは、笠松町と岐南町の子供については、二町教育委員会の中で決められるということだと思いますが、それでは町長さん、教育長さんともにお聞きしたいと思いますが、小学校入学のとき、また中学に入学するとき、どれくらいの経費が基本的に普通の子供だったら要するのか、御存じでしたらお聞きしておきます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） それぞれの状況は違うと思いますが、当然小学校の場合だったらランドセルや、あるいは入学に関する制服や着る物やいろいろあると思います。中学校は制服がある

と思います。幾らくらいといっても、これはやはり、例えばランドセルは3万円から5万円ということも言われていますが、決してみんながそうではないことも事実ありますから、いろんな基準というのを考えながら、最低限必要なものは支援できるものとして、教育委員会もいろいろ考えられ、判断された部分に関しては、私どもも対応して進めたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） これは文部科学省の2014年の調査ですけれども、学校教育のために家庭が支出する金額は小・中学校ともに1年生が最も多くて、中1では制服だけで平均4万6,000円ということです。それから体操服や上履き、通学かばんなどを含めると入学時に10万円以上かかる場合があると、これもネットの情報でございますが。実際笠松町の保護者にお届けしている就学援助金というのは、先ほどお話ししました新入学のときには小学校が2万470円で中学校が2万3,550円となっておりますけれども、そのほかに、例えば校外活動費とか、それから学用品の購入費というのは別に支給をしております。ちなみに学用品の購入費は小学校では1万1,420円、中学校では2万2,320円、こういった別項目で支給しておりますので、先ほどの記事のように法外な金額全てを補うということではできないと思いますけれども、相当額の金額は町の方で支給をさせていただいております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 子ども会などで、かばんだけはみんな一緒のものにとかいろんな配慮があつたりしているんですが、今のところ笠松町では小学校入学の場合は黄色い帽子くらい、それから中学の入学のときはヘルメットでしょうか。実際には小学校のかばんですが、3万円から五、六万円まで随分いろんな格差があるそうですし、それから中学校の制服で、さっき4万6,000円くらいと言われましたけど、実際冬服と夏服が制服にあり、そして体育の関係もそのようにありますよね。だから、そういうことからいうと、一般的に入学時中学生だと10万円は超えるという話も聞きます。そして、先ほど教育長さんも町長さんも理想の状況を進めていきたいということではその方向を出されましたけれど、現実にはほど遠い。それに7月と12月と3月では、7月では入学式を過ぎた時期ですので、その間の親御さん、子供さんの苦労や心の問題などいろいろ考えられるわけで、だから入学時に支給が必要なときにやってもらえないかという親御さんの運動がありますし、80自治体くらいで改善されたと、先ほど言われましたが、ぜひとも町長さん、その辺では改善していただけるような方法がないでしょうか。その点をお願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） その件に関しては、先ほど教育長からも答弁されたように、その対応を1回検討したいということでありましたので、当然そういう流れの中で出た話は協力してやっ

ていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず就学の援助の関係はぜひとも改善をしていただきたいと思っています。

その次に、こうした申請をする場合ですが、先ほど教育長さんの話によりますと、10月の多分あれば入学が決定のころでしょうか、小学校でいえば。けれども、私はやっぱり年度がわり小学校、中学校に入学時、それから学年ごとにこの制度があることを勧めていくべきではないかと、全世帯に向かって、なかなか実態がつかめないだけに、全世帯にこういう制度があるよということを知らせていくべきだと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほどお話ししましたように、現在、新入学する1年生を対象にして就学時検診をやりますけれども、そのときに対象の進学児の保護者に対しては全部御案内をしています。それから、広報に載せさせていただいて、就学援助についてきちんと御案内を毎年させていただいています。それから、先ほどお話ししましたように、例えば年度がわりというときでございますけれども、学習費等の滞納が続いている保護者の方に関しては、まず御家庭と相談して就学援助の相談に学校が乗るようにしておりますので、多分現在のところ、特別に私は就学援助を受けたくないんだという方以外は、就学援助というのは規定の基準にのっとって支給していると考えております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 私が議員になった最初のころは、その必要のある方が要望されたときに、学校がその様子を聞きに行くのももちろんですが、必ず民生委員さんが行かなければならない、というのは民生委員さんの推薦が要ったんですね。けれども、今はおかげさまで、学校の担任の先生に申し出れば即対応していただけるというように改善されてきていると思います。先ほどのお話で、親御さんの親としての誇りやいろいろの中で受けられないという方もあるということですが、子供にとっては親の様子で随分毎日の暮らしに影響しているわけですので、私は学校からきちっとそういう制度があるよという当たり前のこととして知らせていただくことのほうが大事だと思います。そして3年間ずっと状況が同じという親もおりますけれども、むしろ今のこういう世の中ですので、親の状況が変わることもありますから、大変もったいない話でも、年度年度きちっとそれぞれの学年に知らせてあげてほしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほど御指摘にあったように、民生児童委員さんのコメントを書き込んでいただく欄というのはなくなりまして、全て学校が基本的には責任を持つという体制に変わっております。したがって、学校の使命は大きいと思います。

それから、保護者から申し出られるということは、先ほどもお話をさせていただいたように大変難しいところがございますので、先ほどから繰り返してお話ししますが、滞納が続いたようなときには、学校の方から声をかけ、就学援助の御案内をしているというのが実態でございますし、年度途中でも御家庭の状況の変化に伴って就学援助をしているというところでございます。

就学援助者が何人いるかというのは、多分きょう初めて表に出したと思っておりますが、学級の中でどの生徒が、どの児童が就学援助を受けているかということは、私たちは全く公にするつもりはございません。したがって、御家庭の様子も十分勘案しながら漏れのない支給に努めてまいりたいと考えています。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 学年がかわってクラスが決まり、担任が決まり、その担任の先生とともに1年間生徒たちは暮らしていくわけで、その先生の信頼のもとにですので、ぜひそういうこともよく考えて、別口の問題じゃない、教育を受ける生活の中の一つの問題としてぜひとも取り上げて対処していただきたいと思います。その点はよろしく願いいたします。

次に保育所のほうの関係ですが、民営化されて地域振興公社が保育所を運営していますが、現在、保育料は町が決められて、それに沿って1人目は全額、2人目が半額、3人目以降は無料で、上の子が18歳になるまでその金額でいくということですね。その点を確認しておきたいと思います。

その上で、現在、一応民営化の一端のような形になってはいますが、それでも町の中で責任を果たせるような仕組みになっていることに私は大変配慮していただいているというふうに評価をしておりますが、けれども、保育士さんたちの給与体系やそういう形のもの、一体私たち議員としてはどんなような形で見守っていったらいいのか、そのあたりをどういう関係になるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

保育所につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおりでございます。階層は4階層です。あとは保育所のあり方ですけども、実際指導とか監査は県のほうが実施しておりますので、直接そういうことで入ることは難しいんですが、町へ補助金の申請がありますので、その補助金申請をしていただいたときに確認をしながら見ていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） いろいろな子育て、子供の貧困問題というのは本当に社会の仕組みの中で起こっていることのほうが大きいと思いますので、私たち大人の責任も大きいと思っておりますが、どうぞ町長さんも教育長さんもその理想に向かって具体的にちゃんと進められるように、ぜひとも計画を立てて育てていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時25分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

地籍調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する、いわゆる国土調査の1つであります。

国土調査は、国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図ることを目的としております。地籍調査、土地分類調査、水調査の3種類の調査に大別をされ、土地に関する基礎的な情報、実態の把握をするための調査と言えます。

地籍調査は、市町村が土地登記簿及び登記所の地図をもとに、1筆ごとの土地について土地所有者の立ち会いを得て、所有者、地番、地目、土地の境界を調査し、測量の後、その結果を地籍簿及び地籍図にまとめ、閲覧期間を経て登記所に送付され、土地登記簿の記載事項が修正された後、これまでの公図にかわり不動産登記法第14条第1項地図、いわゆる14条1項地図として登記所に備えつけられます。

現在使われている土地の位置や形状等を示す情報として、法務局備えつけの地図や図面は、その半分ほどが明治6年から13年ごろまでに行われた地租改正、いわゆる租税徴収のための簡易な土地測量図が原型になっていると言われております。当時の測量技術から見ても、土地の位置や大まかな形状等を知るための資料にすぎないというものが大半でありました。その後、明治25年に土地台帳付属地図という名称がつけられ、それ以降、登記所が保管・管理されているところであります。

このような公図の歴史からわかるように、名前は公の地図であっても、実際には明治時代の未熟な測量技術で作制された土地台帳付属地図をもとにしている図面であるため、土地の形状

や土地同士の位置関係、いわゆる境界が現実とは異なっている場合が多々あり、それに伴い登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合があるなど、権利関係を明確にして不動産取引を円滑に行うという点からは多くの問題をはらんでおります。

私も先般、税務課窓口において字絵図を閲覧いたしました。以前土地改良等行ってきた松枝・下羽栗地区の図面ではほぼ見られなかった不接合の文字が、本町地区においては散見されるのが実態でした。

地籍調査は、昭和26年から実施され始め、既に半世紀以上経過しておりますが、国土交通省の発表によりますと、平成27年度末における全国の地籍調査の進捗率は51%にとどまっています。特にD I D、いわゆる人口集中地区における進捗率は24%と、D I D以外の宅地54%、D I D以外の農用地73%と比較して大きくおくれています。

全国における地籍調査への着手状況ですが、現在、多くの市町村で調査が実施されている一方で、いまだ調査未着手の市町村は全体の10%存在しています。また、過去には調査を実施していたものの、現在はさまざまな理由から調査を休止している市町村も16%あり、全体の約3割の市町村では調査が行われていないことになっています。

次に、全国における地域ごとの地籍調査の実施状況ですが、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、中国、四国、九州の各地方では比較的進んでいる一方、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅におくれています。具体的にいいますと、平成27年度末における進捗率の高い都道府県では、沖縄県の99%を筆頭に、佐賀県98%、青森県93%、岩手県91%、宮城県の89%となっております。逆に進捗率の低い都道府県では、京都府の8%を初め、三重県9%、大阪府10%、奈良県12%、愛知県及び滋賀県の13%と、特に低い地域が中部及び近畿地方に集中しています。ちなみに、岐阜県の進捗率は16%で、東海3県では一番高いですが、全国的に見ればかなり低いのが現状です。

そこで1つ目の質問です。

近隣の岐南町や各務原市がいまだ地籍調査に着手されない中、笠松町においては平成27年度より地籍調査事業に着手されております。昭和26年から全国的に始まった地籍調査が、当町では60年以上たってからようやく着手にこぎつけたこと、逆に言えばなぜ調査着手に60年以上かかったのか、その原因として何が考えられるのかお尋ねいたします。

さて、地籍調査事業の必要性を語る場合、国土交通省によると主に5つの効果が上げられています。

第1に、土地取引の円滑化、登記手続の簡素化です。

地籍調査が未実施で土地の境界線に多くの時間や費用を要することがあるほか、隣人との間で境界をめぐる争いが生じることがあります。多くの場合、これは潜在的なリスクにとどまるものの、一たび土地の売買や相続等で問題が顕在化した場合には、円滑な土地取引等の支障

となります。

また、相続に伴う土地の分筆の際など、登記所への分筆登記申請に当たって、土地所有者みずから隣接地権者に現地立ち会いを求め、境界を確認する必要がありますが、地籍調査が完了していれば、その成果を活用することにより登記手続が簡素化され、手続に要する費用が縮減される場合があります。

第2に、公共事業の効率化、まちづくりへの寄与です。

道路の建設・拡張などの公共事業を実施する際には、測量と用地買収が行われますが、土地の境界が不明確である場合には、用地買収に先立ち、該当箇所のみならず周辺地区一帯の用地測量等が必要となる場合があります。このため、本来不必要な時間とコストがかかり、進捗状況次第では工期がおくれ、事業自体が中止になるおそれも出てきます。

例えば、東京の六本木ヒルズの開発では、現地の約400筆、約11ヘクタールの境界調査に4年が費やされ、あわせて境界確認のために1億円の追加費用がかかり、その分工事の開始がおくれる結果となり、地籍調査の必要性が再認識されたことは記憶に新しいところです。

第3に、災害復旧・復興事業の迅速な実施です。

地震や水害等の災害によって土地の形状が変わり、現地の境界目印等が流出してしまった場合、地籍調査が実施されていなければ確認作業が困難になるとともに、地権者が亡くなっていれば立ち会いによる調査も不可能となり、復旧計画の策定に大きな支障を来します。

災害復旧においては、特にライフラインの復旧、住宅再建等のスピードが最重要視され、境界確認のおくれがそのまま復興事業のおくれにつながってしまいます。事前に地籍調査が実施されていれば、個々の土地境界が地球上の経緯度など座標値で結びつけられ数値として管理されるため、万が一現況が大きく変化しても、境界等を正確に復元することができます。

東日本大震災の被災地では、地籍調査未実施地域で用地取得等に伴う復興事業に大きなおくれが生じたとされる一方、甚大な津波被害があった宮城県名取市においては、地籍調査が実施済みであったことから、防災集団移転促進事業の用地測量関係費を約1,000万円節減でき、事業の早期着手に貢献したと言われております。

第4に、公共用地の適正管理があります。

市町村では、道路や各種公共施設等、みずから所有・管理する公共用地については適正に管理する必要があり、隣地の所有者等から求められれば境界の確認作業を行います。しかし、地籍調査を実施していない地域では、境界が不明確であるために管理すべき範囲を正確に把握できないとか、境界確認の申請件数が多く、その事務処理が煩雑であるなどの問題が行政側に発生します。また、住民側にも、境界確認の申請書に添付する資料作成のためにコストがかかるなどの問題が生じます。

また、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、旧建設省所管の赤道や青水路

などのいわゆる法定外公共物を無償で市町村へ譲与されることになり、平成17年3月末までには市町村は申請に基づき譲与を受けました。譲与前は、法定外公共物は国有財産で、財産管理は都道府県が、機能管理は市町村がそれぞれ国から事務を任されて行ってきましたが、譲与後は市町村が法定外公共物の所有者となり、財産管理、機能管理とも市町村が行うこととなったため、公共用地の管理適正化の問題は一層深刻になってきております。

第5に、固定資産税の賦課徴収適正化です。

固定資産税の課税の基礎となる土地の面積は、原則として登記簿に記載された地積によるものとされており。しかし、先ほど述べたとおり、地籍調査が実施されていない地区の登記簿上の地積は明治時代の地租改正時の測量に基づくものも少なくなく、当時、課税額を小さくしようとして面積を過少に申告することが横行していたことから、実際の面積よりも小さくなっている場合が多々あります。地籍調査を実施することで正確な測量が行われ、多くの場合面積が増加することから、課税額が是正され、課税負担の公平性を確保することができます。

ほかにもあるかとは思いますが、以上5つが国土交通省によるところの地籍調査事業実施に係る主な効果であります。

ここで2つ目の質問です。

今申し上げた5つの効果はあくまでも一般的なものでありますが、地籍調査事業を実施していくことにより、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンである笠松町都市計画マスタープランや、その上位計画である笠松町第5次総合計画を推進していく上で、秩序ある宅地開発の推進、都市機能の強化、土地の有効活用、計画的な道路整備、快適な生活道路の整備、広域幹線道路網の整備の各分野について、今後進めていく地籍調査事業がどのような効果、影響を与えるものと想定されているのかお聞かせください。

続いて、笠松町における地籍調査の状況及び事業計画についてお聞きいたします。

笠松町では、平成27年度に清住町、弥生町、大池町、美笠通2、美笠通3、瓢町、友楽町の全域約0.2平方キロメートルの地域から地籍調査事業に着手されておりますが、この地域での事業着手に当たっては、平成27年3月に開催された第1回笠松町地籍調査推進委員会会議にて事業計画案が了承され、町議会にも了承された後、国の第6次国土調査事業十箇年計画の中間年見直し時にあわせて町の計画量を追加計上するよう県を通じて申請し、これが認められたことを受けて、同年4月1日付で国土調査法第7条の規定に基づく公示を行うことによって確定したと聞いております。

3つ目の質問です。今現在の笠松町における地籍調査事業の進捗状況及び今後の事業計画についてお聞かせください。

さて、今回私が一般質問においてこの地籍調査を取り上げようと思い、笠松町のホームページを閲覧したところ、地籍調査に関する記事が全く見当たりませんでした。広報「かさまつ」

のバックナンバーを確認すると、ようやく平成27年5月号に地籍調査が始まりますの見出しで、見開き2ページの特集記事が掲載されていました。

ホームページでの情報提供に関しては、近隣の状況でいいますと、平成15年度から始めている岐阜市や平成22年度から始めている羽島市の場合は、地籍調査の簡単な説明文に国土交通省の地籍調査ウェブサイトへのリンクが張ってある程度のもので、余りよいお手本とは言えませんが、それでもホームページには地籍調査に関する情報がちゃんと記載されております。地籍調査は住民の協力がなくては成功が難しいと思います。そのためには、調査することのメリットや調査しないことのデメリットなど、住民への適切な情報提供、広報活動が必要なのではないのでしょうか。

4つ目の質問です。広報紙に1度載せたきりホームページにはほとんど情報を載せないというのは、地籍調査の推進に対し大変消極的な印象を受けるのですが、笠松町として今後地籍調査を進めていくに当たり、住民に対してどのような情報提供、広報活動を考えてみえるのかお聞かせください。

最後に、民間事業所等の測量結果を活用した地籍整備の推進についてお尋ねします。

地籍調査の進捗率が51%にとどまり、特にD I D地区の進捗がおくれていることは、冒頭にお話ししたとおりです。その一方で、民間事業所等による土地取引や市街地開発の際には、境界測量が行われているにもかかわらず、その測量結果は余り地籍整備には活用されておられません。国土調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の、国土交通大臣指定、いわゆる19条5項指定を受ければ、地籍調査の成果と同等のものとして扱うことができるとされています。

この測量成果の19条5項指定を促進させるため、民間事業者等が19条5項指定申請等行う測量調査等に必要な経費を支援する国の補助制度として、地籍整備推進調査費補助金があります。この補助制度は平成22年度に創設され、平成25年度から国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できる制度が拡充されております。事業主体は、測量等を実施する民間事業者または地方公共団体、対象地区は、D I D地区または都市計画区域で一調査実施地区当たりの面積が500平方メートル以上であることが条件です。補助率は、民間事業者等への直接補助の場合は国が3分の1の補助、地方公共団体が補助制度を設けている場合、民間事業者等に対する間接補助は3分の1で、地方公共団体の補助額の2分の1を上限とする。地方公共団体に対しては、国が2分の1補助となっています。本補助金の平成29年度募集要項を見ますと、応募受付期間が3月6日までとなっておりますが、締切日以後においても予算状況により追加募集を行う場合があるとのことでした。

私は、この国の補助制度を大いに活用すべきではないかと考えております。笠松町においても、民間事業者等より開発等の計画が出されたら、この補助制度をPRし、14条1項地図とし

て登記所に備えつけてもらうよう積極的に対応するべきだと思います。さらに笠松町独自による補助金制度を創設すれば、民間事業者等の持ち出し分が直接補助の3分の2から間接補助の3分の1へ負担軽減されることにより、一層申請しやすくなるのではないのでしょうか。

また、町としてもまとまった面積の土地に係る19条5項指定による地図が法務局に備えつけられた場合、当該土地に係る地籍調査の必要性がなくなり、コスト削減にもつながります。町が行う開発にしても同様で、測量費用の2分の1を国が負担してくれて、かつその土地の地籍調査は不要となるなど、メリットは大きいのではないのでしょうか。

私の考えつく範囲で、最近の民間事業者等による大規模な開発で申しますと、松波総合病院の新館建設事業がありました。もし、あの事業の境界測量の際に補助制度を活用して法務局に14条1項地図を備えつけてもらっていたら、泉町地区及び田代地区における約1万1,000平方メートルの土地に係る地籍調査が将来的に不要になっていたこととなります。

また、新学校給食センター敷地の約3,000平方メートルの土地においても、事業者である笠松町が測量の段階で本制度を利用しておれば、円城寺地区の一部で地籍調査が不要となっていたことでしょう。結局、用地取得等に係るある程度の測量が行われた松波総合病院新館や新学校給食センターの敷地は、何年先になるかわかりませんが、再度地籍調査で境界測量することになるわけです。いい言い方ではありませんが、測量の二度手間と言えるかもしれません。

現在進行形の民間による開発事業で言えば、旧岐セン跡地の開発事業があります。約6,000平方メートルの土地が対象となっております。開発事業者の理解と協力が得られれば、いつ実施されるか予測すらつかない名鉄竹鼻線より東の笠松地区において、まとまった年式の土地に係る14条1項地図が法務局に備えつけてられることとなります。

このように、公共事業や民間開発事業等で実施される境界測量等の成果が地籍調査と同等以上の場合に当該成果を地籍調査の成果と同一とする19条5項指定制度と、同制度を積極的に活用してもらうための地籍整備推進調査費補助金が設けられているにもかかわらず、それらの制度の活用が測量実施主体の判断によるところが大きく、自主的な申請に依存せざるを得ないのが実情であります。しかしながら、30年以内に70%の確率で発生すると想定されている南海トラフ巨大地震の被害想定を見据えた上で、復旧・復興事業の円滑な実施に資する地籍調査の早期かつ着実な実施が急務となっております。

国や町の厳しい財政状況が続いておりますが、これらの制度を最大限利用しながら民間事業者の測量成果を活用し、地籍調査と同等の成果を少しでも得ていくことが不可欠ではないのでしょうか。

5つの目の質問です。

公共事業に係る測量における19条5項指定制度の取り組みについて、今後どのように考えてみえるのか。そして、旧岐セン跡地の開発のように、民間事業者による開発事業に対する地籍

整備推進調査補助金及び19条5項指定制度を民間事業者に申請してもらうよう町としての積極的な働きかけ、PR活動を行うことについて今後どのように取り組んでいかれるのか。

また、費用面において、民間事業者がより申請しやすい環境を整えるという意味において、町独自の補助制度の創設は考えられないのか。

以上3点、あわせてお尋ねいたします。

1回目の質問は以上です。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 1番 竹中議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員さんからの地籍調査についての大きく5点の質問がありますが、お答えしたいと思います。

まず、第1点目の調査の着手に60年以上かかった原因は何なのかという御質問であります。

このことについては、今議員の御質問の中にありましたように、この地籍調査というのは昭和26年から実施されておりますが、この地籍調査の実施状況というのは、御質問にあったとおり、北海道や東北や中国、四国、九州、これらの地方というのは大きく進んでおりますが、言われたとおり関東や中部、北陸、近畿、これらの各地区が大幅におくれていることから、地域性の問題等でいわゆる地籍調査の必要性や難易度が異なっておるようではありますが、この地籍調査に対する意識の温度差にもよると思います。

地籍調査が未実施であっても土地取引等が行われているという現状から、特に緊急性があると感じていなかったこともあると思います。そのため、県を初め市町村自体も優先的事業と捉えているところがなく、住民等の御理解や関心も低かったということ、地籍調査というのは完了までに数十年かかるといった長い期間を必要とする事業であることなどが原因であると考えられます。また、当町においては土地改良事業とか区画整理事業が比較的進んでいた地域であるというのも1つの原因ではないかと考えております。

2点目に、笠松町の都市計画マスタープランや町の第5次総合計画を推進していく上で、この地籍調査事業の効果、影響はどうかという御質問であります。

この地籍調査によって、その成果が法務局へ登記されることによって、いわゆる地籍図や地籍簿が永久に正しく保存されることとなりますので、今後、この地籍調査がさらに進めば、第5次総合計画や私どもの都市計画マスタープランに基づくさまざまな基盤整備事業や都市計画事業を進める上で、また境界や用地にかかわる諸問題、トラブル等を未然に防ぐことができることから、事業の迅速化や経費削減につながるものと考えております。

次に、この進捗状況や今後の事業計画についての御質問ですが、御質問の中にもいろいろ御指摘いただいたように、笠松町の地籍調査の事業計画につきましては、この平成27年3月に開催をされた地籍調査推進委員会において協議をしていただいて、その中で調査の着手地

区の選定を行っていただきました。そして、名鉄竹鼻線より西側の美笠通沿いの地域を3つの調査区に分けて、南から北に向かって順次進めていくことになりました。

まず平成27年度においては、笠松北西部第1地区として、御質問にもあったように大池町、清住町、瓢町、美笠通の2丁目、3丁目、弥生町、友楽町の情報収集作業を実施させていただきました。そして、28年度においては、笠松北西部第1地区において現地立ち会いと現地測量を実施をし、さらに、笠松北西部第2地区として中川町や美笠通1丁目、如月町、常磐町、春日町、東陽町の情報収集作業を実施させていただきました。

この地籍調査は、費用の2分の1を国が負担をし、残りを県と町で均等負担をし、また特別交付税が80%交付されるために実質の町負担というのは5%の計算になりますが、現在国の負担金が減額をされている中で満額交付されることがない状況でありますので、今後の計画としては、第1調査区は平成31年度に、そして第2調査区は平成32年度の認証登記に向けて引き続き事業を進めて、笠松北西部第3地区については、財政状況も考慮しながら計画的に進めていきたいと考えております。なお、それ以降の計画については、これは必要に応じて地籍調査推進委員会を開催させていただいて、協議をしていただく考えであります。

次に、住民の皆さんへの情報提供や広報活動についての御質問であります。

住民の皆さんへの地籍調査の周知や広報については、これは議員の質問にもありましたように、事業着手年度の平成27年5月号の広報に特集記事として掲載をさせていただきました。また、地籍調査の区域となった笠松北西部第1地区の土地所有者、あるいは土地権利者には、現地立ち会いを実施する前に地籍調査のパンフレットと事業説明資料を送付して、中央公民館において説明会を開き、地籍調査事業に対し御理解を得て、事業が円滑に進むよう、周知をさせていただきました。しかしながら、議員御指摘のとおり、町のホームページでは情報提供ができていない状況でありますので、早急に必要な情報が提供できる体制を整えて、地籍調査に対する住民の皆さんの意識の向上に努めていきたいと考えております。

その次に、公共事業に係る測量における19条5項の指定制度の取り組みについての御質問ですが、現在、19条5項指定の対象は法令により指定が義務づけられているものと、それから指導通達等により指定の推進が図られているものがありますが、土地改良事業や土地区画整理事業により作成をされた確定測量図、また民間または地方公共団体等が行う住宅団地造成や工業団地造成、そして店舗敷地造成などの事業により作成された確定測量図というのは、指導通達等により指定の推進が図られるものの対象となっておりますが、今後の公共事業に係る19条5項指定については、第5次総合計画や都市計画マスタープランに基づくさまざまな基盤整備事業、そして都市計画事業を進める上で、地籍調査事業の進捗状況等も考慮しながら検討していかなければならないと考えております。

そして、そういう中で、民間事業者への町としての積極的な働きかけやPR活動での取り組

みについての御質問であります。この国土調査法の19条5項指定及び地籍整備推進調査費補助金というのは、国の制度であります。民間の開発事業者等が直接国に請求するものであることから、町が民間の開発事業者へ直接的な働きをするということは難しいのではないかと考えています。現在、民間事業者等においてこの制度の利用が進んでいない現状として、国土調査法施行令に定める基準による測量調査が必要なほか、この補助金申請においては手間や経費がかかる上に、採択の枠があって補助金が減額されることもあると聞いておりますので、事業規模等の費用対効果を考慮して判断しているのではないかと考えられます。しかしながら、民間事業者等が積極的にこの指定申請をしていただくことは町の地籍調査事業にとっても有益でありますので、住民への情報提供、広報と同様に制度の周知も実施していきたいと考えております。

そして、最後に町独自の補助制度の創設は考えられないのかという御質問であります。民間事業者等が行う土地の測量費等に関する補助制度として地籍整備推進調査費補助金というのがありますが、その内容については議員の御質問の中で詳しく説明をしていただいたとおりであります。現在、県内の市町村において、国の補助制度のほかに独自で補助制度を設けているというのは瑞浪市の1市のみで、その瑞浪市においての交付実績はないと聞いております。笠松町独自の補助制度の創設については、現時点では考えてはおりませんが、国土調査法19条5項指定及び地籍整備推進調査費補助金については、積極的な情報提供を行いながら、補助制度についても他の自治体の状況等も調査・研究をしていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1番 竹中議員。

○1番（竹中光重君） 広江町長、御答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

質問要旨1の、調査着手に60年以上かかった原因については、地方ごとの調査に対する意識や必要性の温度差があったこと、また笠松町においては区画整理事業や土地改良事業が比較的早く実施されたことが要因と考えられることがただいまの説明でよくわかりました。

次に、質問要旨2についてですが、まちの重要計画に与える効果、影響についてはわかりました。

それでは、一般的な地籍調査の効果について、笠松町に関係する部分において4点ほどお尋ねをいたします。

まず1つ目、土地取引の円滑化についてですが、笠松町では年間どれくらいの土地取引が行われているのか、参考にお聞きします。具体的に申しますと、所有権移転を伴う土地売買の対象土地の筆数及び面積のそれぞれの計について、平成27年分及び28年分をお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、お答えいたします。

笠松町内での土地取引の筆数と面積ということで、平成27年分につきましては178筆で面積が5万362.42平米、28年分が195筆で5万3,357.73平米ということであります。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

それでは2つ目、災害復旧についてですが、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所のホームページに、昨年12月22日付で木曾川水系洪水浸水想定区域等が公表されました。これは平成27年の水防法改正に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、従来は計画規模の降雨を前提とした洪水に係る浸水想定について、想定最大規模の降雨を前提とした区域に拡充した洪水浸水想定区域図を公表したもので、想定最大規模、浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域の3つの区域図からなっております。

笠松町における想定最大規模は、ほぼ全域が3メートルから10メートルの浸水深で、浸水継続時間は4日間から1週間、家屋倒壊等氾濫想定区域は木曾川沿いのかなり広い範囲にわたっております。この役場庁舎や松枝公民館、総合会館もこの家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれているようであります。大変ショッキングですが、想定最大規模の降雨により木曾川が氾濫して洪水になった場合、最悪この役場庁舎が最長1週間ほど水没してしまう可能性があるとして国土交通省が想定したということであります。

この公表を受け、笠松町としても防災計画や洪水ハザードマップの見直し等に早急に着手されるものと思いますが、今後における地籍調査事業計画について、この木曾川水系洪水浸水想定区域等の内容がどのような影響を及ぼすものと考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、質問があった想定区域の話というのは、これは国交省が出した1つの浸水想定区域のハザードマップであります。当然、想定が50年、100年に1回じゃなくて、1000年に1回の大規模の想定の部分もあることではあります。いずれに對しましてもやはり甚大な被害が発生することは間違いのないことではありますので、復旧・復興事業の迅速な対応のためには、地籍調査というのはそういう点でも大変重要なものになってまいりますから、先ほども答弁をさせていただいたように、いろんな財政的な問題もありますが、重要な1つの大きな施策として捉えて、私どももこれから限られた財源の中で優先順位を考えて着手をしていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

それでは3つ目、公共用地の管理適正化についてですが、年間通じて建設課で申請されてい

る官民境界査定の件数を平成27年度分及び平成28年度分についてお聞かせください。

また、地方分権一括法により国から譲与された法定外公共物について、今現在町が管理している物件数を赤道、青水路の別でお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） それではお答えします。建設課に申請される官民境界確定申請の数は、平成27年度は72件でございます。平成28年度は2月末時点で56件でございます。

国から譲与されました法定外公共物は、筆数、面積は示されておりましたが、道路が124本、水路が683本あります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

4つ目、固定資産税の賦課徴収の適正化についてですが、1回目の質問の中でもお話ししたとおり、地籍調査が実施されると測量後の面積がおおむねふえたり、一部には減少したりするなど、固定資産税の課税客体に変化が生じることが多々あるようです。

笠松町においては、地籍調査を実施した地域における固定資産税の課税客体の見直しについて、どのように対応する予定なのか。また、納税者に納得してもらえるよう、どのような説明、周知等を考えてみえるのかお尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） では、お答えします。

固定資産税の評価につきましては、地方税法の規定によりまして、総務大臣が定めた固定資産評価基準によることとなっております。この固定資産評価基準では、固定資産税の土地の評価額を求める場合に用いる地積は原則として登記簿に登録されている地積によるものとなっております。毎年賦課期日である1月1日現在の登記簿に登録されている地積となります。したがって、地籍調査により生ずる土地地積の増減を反映した固定資産税の課税は、地籍調査が終了して登記が完了した後の最初の1月1日現在の登記簿の地積で課税するということとなります。地籍調査が完了した納税者の皆様には、今後町の地籍調査担当課である建設課と協力し説明、周知に努めるほか、町の広報紙や町のホームページでも周知してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございました。

地籍調査が町の重要計画に与える効果、影響はもちろんのこと、災害復旧や固定資産税の適正化にも大きな効果をもたらすものと期待するとともに、今御説明にあった土地取引件数や官

民境界査定是件数が今後どのように推移していくのか検証していきたいと思っております。

次に質問要旨3についてですが、笠松北西部地区における事業計画はわかりました。それ以外の笠松地区、松枝地区及び下羽栗地区における事業計画についてはどのように計画策定される予定なのでしょう。事業計画策定のプロセスについてお聞かせください。

また、今後町内会などから調査実施の要望がある場合は、どのような形で受け付け計画策定に盛り込む予定なのかお尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） それでは、今後の事業計画の策定につきましては、現在着手している笠松北西部地区の進捗状況を見ながら必要に応じて地籍調査推進委員会を開催し、協議していく考えております。

また、町内会単位での調査実施の要望につきましては、町内会長より町内会の意見を取りまとめた要望書を提出していただき、地籍調査推進委員会の委員の皆様にお諮りし、弾力的に対応していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

調査に係る経費は半分が国、4分の1が県、残り4分の1を町が負担し、その町負担分の80%が特別交付税の負担対象となることから、実質的な町の負担は事業費の5%のみであると国土交通省のホームページにも掲載されております。

しかしながら、先ほどの町長の御答弁や、予算説明会にも副町長が若干触れられておりましたが、今の調査地区と次の調査地区については半分国が負担してくれるが、それ以降、調査地区については国が半分以下しか負担してくれなくなってくるとのことでした。何だか国土交通省にだまされているような気がしてなりません。こうして見ると、特別交付税で80%負担措置対象とするというのも眉唾な気がしております。

そこで質問ですが、現調査地区に係る事業負担の町負担額4分の1の経費について、本当に特別交付税で80%負担措置されているのでしょうか。特別交付税の仕組みをよく理解していないので恐縮ですが、ちゃんと町へ交付される際、内訳明細みたいなものの中に、うち地籍調査措置分として〇〇円のように記載されてくるものなのでしょう。済みませんが、お尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 大変遅くなりまして申しわけございません。

現在、事業の実施に際しましては特定財源が確実に確保できるよう、一つには、今議員さんおっしゃいました地籍事業の負担金というような事業を活用しております。もう一つには、ま

ちづくり交付金事業というような事業もございまして、そのようなメニューを使うことによって、より確実に特定の財源を確保することが可能であります。そういった状況におきまして、特に確実に財源が確保できるということに主眼を置きまして、まちづくり交付金を活用した事業を優先的に行っております。

しかしながら、地籍調査の交付金事業におきましても、先ほどおっしゃいました、町の負担分の4分の1の80%という形で省令等で定められておりますので、具体的な地籍事業についてこれだけというような金額の明示はございませんけれども、省令に基づいた積算がなされている、このような認識でおるところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

特別交付税についてはおいおい勉強させていただきますが、事業に係る財源確保は調査事業の進捗に大きくかかわってきますので、国への負担要望はしっかり行っていただきたいと思っております。

次に、質問要旨4についてですが、早急に町のホームページにおける情報提供を行うとのことですが、具体的なホームページ掲載内容についてお尋ねいたします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） ホームページのことでございますが、ホームページの内容につきましては、先行市町のホームページを調査し、町民が地籍調査への理解を深め、土地所有者や土地権利者にわかりやすい情報を提供していきたいと考えております。

また、事業者向けの制度周知も積極的に行うなど、常に最新の情報を提供したいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

19条5項指定制度など、事業者向けの情報も提供されるとのことですので、民間事業者についてもできる限り協力してもらえれば、その分進捗率も上がりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問要旨5については、御答弁いただいた内容が今笠松町で対応でき得る精いっぱいの内容だと私も思います。そもそも国が今の制度を継承し、より民間事業者が話に乗っていきやすい内容に充実させてもらいたいと考えますが、とりあえず今の町にできることを進めたいと思います。

最後になりますが、地籍調査については、水害、地震、地権者の高齢化などのリスク、問題

が日に日に進んでおります。行政としても最大限の努力をしていただくことはもちろんですが、人的、財政的な制約があり、なかなか思うように進めることができないという現状も十分理解しております。

しかしながら、調査の進捗率を上げる一番の方法は、何といても調査地区における住民の理解と協力を得ることが必要だと強く思います。そのためにも、地籍調査に関する啓発、情報提供及び広報活動に力を入れていただく必要があると思います。

また、国の19条5項指定制度などの諸制度も活用することにより、民間事業者の測量結果の有効活用が図れるよう啓発活動も実施していただき、一日でも早く笠松町内全域における地籍調査が完了できますことを切に願って、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後3時22分

